

大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年(2013年)10月31日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
薦田育子

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 出納室

- ・会計管理事業

(2) 議会事務局

- ・議会運営事業
- ・議員活動費事業

2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成25年10月8日から平成25年10月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、出納室及び議会事務局の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。